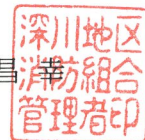


深川地区消防組合告示第11号

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 8年 8月24日

深川地区消防組合管理者 田 中 昌 幸



1 入札に付す事項

- (1) 物 品 名 人員輸送車
- (2) 納 入 場 所 雨竜郡沼田町南1条3丁目6番42号
深川地区消防組合深川消防署沼田支署
- (3) 納 入 期 限 令和9年3月26日まで
- (4) 概 要 別紙仕様書のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 深川地区消防組合財務規則第110条第2項に規定する名簿に登録されている業者、又は沼田町令和8.9年度物品購入等入札参加資格審査申請受付簿に登録されており、次の項目について確実に履行可能な業者であること。
- (3) 入札執行（開札）の時までの期間に、事務処理要綱第8条の規定による入札参加資格停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされているなど経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係・人的関係については16（4）を参照。）

3 入札の参加申請

- (1) 申請書等
入札参加希望者は、一般競争入札参加資格審査申請書を提出しなければならない。
- (2) 提出期間
令和 8年 8月24日（月）から令和 8年 8月31日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）毎日午前9時から午後5時まで
- (3) 提出場所
雨竜郡沼田町南1条3丁目6番42号 深川地区消防組合深川消防署沼田支署消防係警防担当
- (4) 提出方法
持参することとし、郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。
- (5) その他
 - ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。
 - イ 提出された資料は、返却しない。
 - ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。

4 入札参加資格の審査

この入札は、政令第167条の5の2の規定による一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が2に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果、入札参加資格がないと認められた者（以下「非資格者」という。）に対しては、令和 8年 9月2日（水）にその理由を付して電話で連絡する。令和 8年 9月2日（水）に連絡のない場合は、入札参加資格があるものとする。

5 非資格者に対する理由の説明

- (1) 非資格者は、令和 8年 9月 3日（木）まで書面により入札参加資格がないと認められた理由についての説明を求めることができる。

なお、書面は深川地区消防組合深川消防署沼田支署消防係警防担当に持参することとし、郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。

- (2) 理由の説明は、令和 8年 9月 4日（金）に書面により回答する。

6 契約条項を示す場所

雨竜郡沼田町南1条3丁目6番42号 深川地区消防組合深川消防署沼田支署

7 入札参加資格の取消し

入札参加資格があると認めた者が、2に規定する資格を有しない、又はしなくなったと認めたとき並びに虚偽の申請をしたことが明らかになったときは、入札参加資格を取消す。

8 郵便等による入札

郵便又は電報による入札は認めない。

9 入札執行（開札）の場所及び日時

- (1) 場 所 雨竜郡沼田町南1条3丁目6番53号 沼田町健康福祉総合センター2階大会議室
- (2) 日 時 令和 8年 9月14日（月）午前9時00分

10 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 免除する。

13 仕様書等の閲覧等

- (1) 入札参加希望者は仕様書等を閲覧することができる。なお、仕様書等については、公告の写しに添付するものとする。
 - ア 閲覧期間 令和 8年 8月24日（月）から令和 8年 8月31日（月）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで
 - イ 閲覧場所 雨竜郡沼田町南1条3丁目6番42号
深川地区消防組合深川消防署沼田支署事務所
- (2) 仕様書等に関する質問は、書面によるものとし、持参（又は郵送）により提出すること。
 - ア 受付期間 令和 8年 8月24日（月）から令和 8年 9月 2日（水）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで
 - イ 受付場所 雨竜郡沼田町南1条3丁目6番42号
深川地区消防組合深川消防署沼田支署
- (3) 質問に対する回答は、書面によるものとし、次のとおり閲覧に供する。
 - ア 閲覧期間 令和 8年 9月 3日（木）から令和 8年 9月 9日（水）まで毎日午前9時から午後5時まで
 - イ 閲覧場所 雨竜郡沼田町南1条3丁目6番42号
深川地区消防組合深川消防署沼田支署事務所

14 支払条件

- (1) 前金払 前払いはしない。
- (2) 支払方法 適法な請求を受理した日から30日以内に支払うものとする。

15 契約書作成の要否等

必要とする。

16 その他

- (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、虚偽の申請を行った者のした入札、深川地区消防組合財務規則（平成6年組合規則第3号）第118条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消す。
- (2) 入札の執行回数は2回までとする。
- (3) 談合情報に対する対応
 - ア 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取、誓約書の徴取及び積算内訳書の徴取並びに公正取引委員会への通報を行うことがある。
 - イ 入札談合の疑いがあると認められるときは、入札の執行を取りやめることがある。
 - ウ 契約締結後に入札談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、契約を解除することがある。
- (4) 2（5）でいう資本関係・人的関係とは、次のとおりである。
 - ア 資本関係
次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。
 - （ア） 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ）と子会社の関係にある場合
 - （イ） 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし（ア）については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

（ア） 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合

（イ） 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視しうる特定関係があると認められる場合

(5) この公告に定めるもののほか、入札心得、深川地区消防組合財務規則その他関係法令等を遵守すること。

(6) 公告の写し等の交付

この公告の写し・入札心得・提出書類の様式等は、次のとおり交付する。

ア 交付期間 令和 8年 8月24日（月）から令和 8年 8月31日（月）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

イ 交付場所 雨竜郡沼田町南1条3丁目6番42号

深川地区消防組合深川消防署沼田支署事務所

ウ 交付方法 その場所で直接交付する。

エ 費用 無料とする。

その他入札に関し不明な点は、深川地区消防組合深川消防署沼田支署消防係警防担当（電話 0164-35-2050）に照会すること。